

第9回・第10回
法曹養成制度改革顧問会議
配付資料（抜粋）

司法試験予備試験に関する議論の経緯等

○ 司法制度改革審議会意見書（平成13年6月12日）

経済的事情や既に実社会で十分な経験を積んでいるなどの理由により法科大学院を經由しない者にも、法曹資格取得のための適切な途を確保すべきである。このため、後述の移行措置の終了後において、法科大学院を中核とする新たな法曹養成制度の趣旨を損ねることのないよう配慮しつつ、例えば、幅広い法分野について基礎的な知識・理解を問うような予備的な試験に合格すれば新司法試験の受験資格を認めるなどの方策を講じることが考えられる（この場合には、実社会での経験等により、法科大学院における教育に対置しうる資質・能力が備わっているかを適切に審査するような機会を設けることについても検討する必要がある。）。

いずれにしても、21世紀の司法を支えるにふさわしい資質・能力を備えた人材を「プロセス」により養成することが今般の法曹養成制度改革の基本的視点であり、およそ法曹を志す多様な人材が個々人の事情に応じて支障なく法科大学院で学ぶことのできる環境の整備にこそ力が注がれるべきであることは、改めて言うまでもない。

○ 司法制度改革推進本部 法曹養成検討会

「新司法試験の在り方について（意見の整理）」（平成14年7月19日）

6 予備試験

・予備試験については、「経済的事情や既に実社会で十分な経験を積んでいるなどの理由により法科大学院を經由しない者にも、法曹資格取得のための適切な途を確保すべきである」との観点から、具体的な制度設計を行うこととする。

・予備試験については、例えば、「納税証明書」や「経歴書」を提出させて受験資格を認定すべきであるなどの意見が出されたものの、具体的な受験資格の範囲の確定や実際の認定業務が困難であることなどから、予備試験の受験資格を制限する方法ではなく、予備試験の内容、方法等を工夫し、「法科大学院を中核とする新たな法曹養成制度の趣旨を損ねることのないよう配慮しつつ」制度設計を行うものとする。その際、「実社会での経験等により、法科大学院における教育と対置しうる資質・能力が備わっているかを適切に審査するような機会を設けること」などの方策についても検討する。

（注）

・予備試験については、例えば、

○ 予備試験は、法科大学院修了者と同等の学識、能力及び法律実務に必要な基礎的素養を有するかどうかを判定することを目的とするものとする。

○ 予備試験の試験科目は、基本六法、行政法、一般教養科目、法律実務基礎関連科目とする。

- 予備試験の試験方法は、短答式試験のみならず、論文式試験又は口述試験も実施する。
- 予備試験に合格して司法試験（本試験）を受験する者についても、法科大学院修了者と同じ受験回数制限（例えば、予備試験合格から5年以内に3回）を課す。
などの方策を講じる方向で検討する（予備試験の趣旨を更に明確にするような方策についても検討する。）。

○ 与党政策責任者会議法科大学院等に関するプロジェクトチーム
与党三党合意事項（平成14年7月26日）

⑥ 司法試験（本試験）及び予備試験については、試験制度としての公平性を堅持しつつ、法科大学院を中核とするプロセスとしての法曹養成制度の理念にのっとった制度設計を行うこと。

具体的には、以下の諸点に留意すること。

- ・ 予備試験には受験資格を設けないこと。
- ・ 予備試験は、プロセスとしての法曹養成制度を損なうものであってはならず、高度の口頭表現能力や一般教養を含め、法科大学院修了者と同等の能力等を有することを確認できる内容とすること。
- ・ 本試験においては、法科大学院修了者であるか予備試験合格者であるかを問わず、同一の基準により合否を判定すること。
- ・ 本試験は、プロセスとしての法曹養成制度の一環にふさわしいものとするべく、法科大学院の教育内容を十分に踏まえた内容とし、法科大学院における学修の成果が十全に発揮されるようにすること。
- ・ 法科大学院をプロセスとしての法曹養成制度の中核とするとの趣旨及び法科大学院創設後の実施状況をふまえ、予備試験のあり方（上記の点を含む。）について更に検討すること。

○ 第155回国会（臨時会）衆議院法務委員会（平成14年11月1日）

○ 漆原委員 今回、なぜ予備試験の受験者に受験資格を設けなかったのか、その理由をお尋ねしたいと思います。

○ 山崎政府参考人 ただいま委員御指摘のとおり、改革審議会の意見では受験資格という形で取り上げられたということはそのとおりだろうと思います。今回の法案に関しましては、この予備試験に関しまして、法科大学院を経由しない者の中からもすぐれた人材を選抜して法曹資格を付与する、こういう道を開くということから、受験資格は設けておりません。これは、法科大学院を経由

しない事情につきましては受験者によってさまざまでございます。予備試験の例えば経済的事由ということの一つとってみても、本当に経済的な事由で法科大学院に行けなかったのかどうかを、どのような資料に基づいて、だれが、どう判断するのか。あるいは、それ以外の受験資格、これも考えざるを得ないということになりますと、非常に多岐にわたりますと、とても一定のものを全部掲げ上げてやるのが難しいという状況でございました。仮に、これが、どこかが審査をするということになりますと、受験資格なしと言われた方は、それは処分にあたりますので、これに対してまた裁判を起こすというような構図にもつながっていくということがございました。そういうことから、予備試験の受験資格を一定の事由のみに限定するということは非常に困難でありまして、また、場合によっては相当でないと考えられるというようなこともございました。また、現行の司法試験、これは第一次試験でございますけれども、これにつきましては受験資格が定められておりませんで、だれでも受験をすることができるという制度になっている、こういうようなこともいろいろ考慮いたしまして、現在御提案させていただくような案になったということでございます。

- 漆原委員 法科大学院を中核とした新しい法曹養成制度、これは法科大学院ルートが原則であって予備試験ルートは例外である、私はこう考えておりますが、この私の認識に誤りがあるかどうか、お尋ねしたい。そしてまた、もう一つ、法科大学院ルートと予備試験ルートはおのこの対等だ、自由に競わせればいいじゃないかというふうな考え方もあるようではありますが、それに対してはどのように考えておるのか、お答えをいただきたいと思っております。
- 山崎政府参考人 ただいま御指摘の点につきましては、この法案として提出をさせていただく前提としまして、かなり議論が長時間にわたり多岐な観点から行われてきたわけでございます。この中には多々意見がございまして、かなり意見が割れるところであるというように我々も認識しているところでございます。現在、今指摘されました点につきましては、私どもの基本的な考え方は、新たな法曹養成制度におきまして、法科大学院を中核的な教育機関と位置づけることが求められてきているところでございまして、予備試験につきましては、法科大学院の修了者と同等の学識及びその应用能力並びに法律に関する実務の基礎的素養を有するかどうかを判定することを目的とする試験という位置づけをしておりまして、法科大学院を中核的な教育機関とする新たな法曹養成制度の趣旨に沿った制度設計という位置づけをしているわけでございます。いろいろな考え方はございますけれども、そういう考え方の趣旨を御理解いただきたいというふうに思います。

○ 第155回国会（臨時会）衆議院法務委員会

法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律案並びに司法試験法及び裁判所法の一部を改正する法律案に対する附帯決議（平成14年11月12日）

政府は、両法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

- 一 法科大学院を中核とする新たな法曹養成制度の構築及びその運用に当たっては、司法制度改革の理念及び司法制度改革審議会の意見を踏まえつつ、国際的にも通用し得る専門的な能力及び優れた多様な資質を有する多数の法曹の養成に努めること。
- 二 法科大学院の設置基準の策定及び評価制度の運用に当たっては、各大学の創意工夫を引き出し、多様な人材を幅広く受け入れ、自由かつ柔軟で特色ある充実した教育が行われるようなものとするとともに、制度の定着状況に応じて柔軟に見直していくこと。設置認可についても、柔軟な運用に努め、硬直的なものとならないようにすること。
- 三 関係者の創意工夫に基づく切磋琢磨によって、法科大学院における教育水準の維持向上が図られるようにするため、法科大学院相互間及び認証評価機関相互間において、対等な条件の下で公正な競争が確保されるよう努めること。
- 四 新しい司法試験制度の実施に当たっては、法科大学院を中核とする法曹養成制度の理念を損ねることのないよう、司法試験予備試験の運用に努めるとともに、法科大学院における幅広く多様な教育との有機的な連携の確保に配慮すること。
- 五 法科大学院の学生に対し、新たな公的財政支援を含め奨学金制度の拡充等に努め、資力の乏しい者にも就学の機会を確保すること。法科大学院に対する財政支援については、法科大学院の間における適切な競争関係の維持などの観点に配慮しつつその具体的あり方につき検討すること。
- 六 現職の裁判官及び検察官を含む法曹が法科大学院の教員として安定的かつ継続的に参画することを可能にするため、法制面での措置を含めた所要の措置を講ずるよう努めること。併せて、教員の能力開発及びその養成について十分に配慮すること。
- 七 専門職大学院制度の導入に伴い、法学部教育のあり方を含め、高等教育全般のあり方について適切な見直しを行うこと。

○ 第155回国会（臨時会）参議院法務委員会（平成14年11月21日）

○ 千葉景子議員　しかし、法科大学院のコースとそして言わばだれでも予備試験から行けますよという構造になりますと、やっぱり法科大学院はたくさんの多分授業料といいましょうか費用も掛かる、それだったらば、そこへ行かなくて予備試験を受けてそっちのルートから行こうということに結果的にはなりかねないのではないか。そうすると、結局、今の司法試験制度の欠陥というようなものがまたそのまま存続をされる、片方にロースクールがある、こういういびつな構造になってしまいかねないのではないかというふうに思うんですけども。そういう意味で、やっぱりこの予備試験については、一定の条件というんでしょうか、そこを明確にしておくべきではないかと、予備試験を、受験資格といいましょうか、少し厳密にしておく必要があるんじゃないかというふうに思うんですけども、そこはいかがですか。

○ 山崎政府参考人　ただいま二つの御指摘があったかと思いますが、まず予備試験ルートの方に受験生が流れ込むのではないかと、そういう懸念が一つでございます。その点につきましては、法科大学院、これは司法試験に合格するためだけのものではないということでございます。この理念につきましては、もちろん理論的な基礎をきっちり学んでいただいて実務の導入部分も加えて教育をするわけでございますが、この科目を利用いたしまして、これから高度複雑化する社会、こういうものにどうやって専門性を持って対応できるかという部分も徹底して教えるという理念でできているわけでございます。したがって、自分の将来というものを長い目で見たときには、やはりきっちりした力とそれから人間の幅と倫理、こういうものを備えて出ていくということがいかに自分にとって大切かということは、私は賢明な受験生なら十分お分かりいただけるだろうと思います。また、そういう魅力のあるものにしなければならないということございまして、この運用に関しましては、実務家の方からも教員に行きましてきっちりした教育をしていくということございまして、私は、そういう将来のことを考えれば予備ルートの予備試験ルート、こちらへ流れ込むということはないと考えております。

それから、もう一つの御指摘は、受験資格として構築すべきではないかということでございます。確かに、この改革審議会の意見書でも、経済的事情や実社会での十分な経験を積んでいる者云々と書かれておりますけれども、この事由につきましては、法科大学院を経由しない事情というのはそれぞれの受験者によって様々でございます。これを逐一全部拾い上げられるかということ、そういう点を考えますと、やはり試験制度の公平性の観点等から考えまして、予備試験の受験資格を一定の事由のみに限定することが極めて困難またかつ相当ではないというふうに私ども判断したわけでございます。仮に経済的事情ともし言われたときに、それについてどういうことが起こるかということございまして、じゃ果たしてその当時本当に経済的事情で受けられなかったのかどう

か、これをどうやって、何によって証明するかということにもなります。場合によっては家族の収入等、そういう点も全部証明をしていただかなければならない、場合によってはプライバシーにも入り込むという状況が出てくるわけですので。こういう点を考えると、本当にいいのかどうかということが一つ障害としてあったということですので。それから、社会での活躍、これもいろんな分野がございますので、これを特定できるかという問題がございます。それから大量に今いろいろ受験されてくる方、そういう方に、個人について逐一全部それをチェックできるかどうか、短時間のうちにできるかどうかという問題。あるいは、あなたは受験資格がないと判定をしたときに、それに対して不服申立てをどうするか、多分裁判だろうと思います。そうすると、受験が始まる前にそういう裁判という問題も抱えなければならない。そういうことが果たして適当かどうか、相当かどうかということも十分に考えた上の選択でございます。

○ 第155回国会（臨時会）参議院法務委員会

法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律案並びに司法試験法及び裁判所法の一部を改正する法律案に対する附帯決議（平成14年11月28日）

政府は、両法の施行に当たり、次の事項について、格段の努力をすべきである。

- 一 法科大学院を中核とする新たな法曹養成制度の構築及びその運用に当たっては、プロセスを重視した司法制度改革審議会の意見を踏まえ、充実した教育を確保し、国際的にも通用し得る専門的な能力及び優れた多様な資質を有する多数の法曹の養成に努めること。
- 二 法科大学院の設置基準の策定、設置認可及び評価制度の運用に当たっては、各大学の創意工夫を尊重し、多様な人材を幅広く受け入れ、自由かつ柔軟で特色ある教育が行われるよう配慮するとともに、実質的に対等な条件の下で認証評価機関相互の公正な競争が確保されるよう民間の認証評価機関についての財政支援等に努めること。
- 三 新しい司法試験の実施に当たっては、法科大学院における幅広く多様な教育が適正に評価されるものとなるよう努めるとともに、司法試験予備試験の運用については、予備試験が経済的事実等の理由により法科大学院を經由しない者にも法曹資格取得の道を確保しようとするものであり、法科大学院が法曹養成制度の中核であるとの理念を損ねることのないよう十分配慮すること。
- 四 資力の乏しい者にも公平に就学の機会を確保するとともに、法科大学院在学中充実した教育が受けられるよう、法科大学院の学生に対し、既存の奨学金制

度等の拡充や民間資金を活用する等新たな公的財政支援策の創設にも努めること。

五 法曹実務家が法科大学院の教員として安定的かつ継続的に参画することを可能にするため、所要の措置を講ずるよう努めること。併せて、教員の能力開発及びその養成について十分配慮すること。

六 法科大学院の設置については、地方における就学の機会を確保するとともに、弁護士の地域的偏在を解消し国民の司法へのアクセスを容易にするとの観点から、関係者の自発的創意を基本としつつ、全国的に適正配置となるよう財政措置を含め配慮すること。

○司法試験法

(昭和二十四年五月三十一日法律第四百十号)

第一章 司法試験等

(司法試験の目的等)

第一条 司法試験は、裁判官、検察官又は弁護士となろうとする者に必要な学識及びその応用能力を有するかどうかを判定することを目的とする国家試験とする。

2 裁判所法(昭和二十二年法律第五十九号)第六十六条の試験は、この法律により行う。

3 司法試験は、第四条第一項第一号に規定する法科大学院課程における教育及び司法修習生の修習との有機的連携の下に行うものとする。

(司法試験の方法等)

第二条 司法試験は、短答式(択一式を含む。以下同じ。)及び論文式による筆記の方法により行う。

2 司法試験の合格者の判定は、短答式による筆記試験の合格に必要な成績を得た者につき、短答式による筆記試験及び論文式による筆記試験の成績を総合して行うものとする。

(司法試験の試験科目等)

第三条 短答式による筆記試験は、裁判官、検察官又は弁護士となろうとする者に必要な専門的な法律知識及び法的な推論の能力を有するかどうかを判定することを目的とし、次に掲げる科目について行う。(※H26.10.1改正法施行予定)

一 公法系科目(憲法及び行政法に関する分野の科目をいう。次項において同じ。)

二 民事系科目(民法、商法及び民事訴訟法に関する分野の科目をいう。次項において同じ。)

三 刑事系科目(刑法及び刑事訴訟法に関する分野の科目をいう。次項において同じ。)

2 論文式による筆記試験は、裁判官、検察官又は弁護士となろうとする者に必要な専門的な学識並びに法的な分析、構成及び論述の能力を有するかどうかを判定することを目的とし、次に掲げる科目について行う。

一 公法系科目

二 民事系科目

三 刑事系科目

四 専門的な法律の分野に関する科目として法務省令で定める科目のうち受験者のあらかじめ選択する一科目

3 前二項に掲げる試験科目については、法務省令により、その全部又は一部について範囲を定めることができる。

- 4 司法試験においては、その受験者が裁判官、検察官又は弁護士となろうとする者に必要な学識及びその応用能力を備えているかどうかを適確に評価するため、知識を有するかどうかの判定に偏することなく、法律に関する理論的かつ実践的な理解力、思考力、判断力等の判定に意を用いなければならない。

(司法試験の受験資格等)

第四条 司法試験は、次の各号に掲げる者が、それぞれ当該各号に定める期間において、三回の範囲内で受けることができる。(※H26. 10. 1改正法施行予定)

- 一 **法科大学院**（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九十九条第二項に規定する専門職大学院であつて、法曹に必要な学識及び能力を培うことを目的とするものをいう。）の**課程**（次項において「法科大学院課程」という。）を**修了した者**その修了の日後の最初の四月一日から五年を経過するまでの期間
 - 二 **司法試験予備試験に合格した者**その合格の発表の日後の最初の四月一日から五年を経過するまでの期間
- 2 前項の規定により司法試験を受けた者は、その受験に係る受験資格（同項各号に規定する法科大学院課程の修了又は司法試験予備試験の合格をいう。以下この項において同じ。）に対応する受験期間（前項各号に定める期間をいう。以下この項において同じ。）においては、他の受験資格に基づいて司法試験を受けることはできない。前項の規定により最後に司法試験を受けた日後の最初の四月一日から二年を経過するまでの期間については、その受験に係る受験資格に対応する受験期間が経過した後であつても、同様とする。

(司法試験予備試験)

第五条 司法試験予備試験（以下「予備試験」という。）は、司法試験を受けようとする者が前条第一項第一号に掲げる者と同等の学識及びその応用能力並びに法律に関する実務の基礎的素養を有するかどうかを判定することを目的とし、短答式及び論文式による筆記並びに口述の方法により行う。

- 2 短答式による筆記試験は、次に掲げる科目について行う。
- 一 憲法
 - 二 行政法
 - 三 民法
 - 四 商法
 - 五 民事訴訟法
 - 六 刑法
 - 七 刑事訴訟法
 - 八 一般教養科目
- 3 論文式による筆記試験は、短答式による筆記試験に合格した者につき、次に掲げる科目について行う。
- 一 前項各号に掲げる科目
 - 二 法律実務基礎科目（法律に関する実務の基礎的素養（実務の経験により修得

されるものを含む。)についての科目をいう。次項において同じ。)

- 4 口述試験は、筆記試験に合格した者につき、法的な推論、分析及び構成に基づいて弁論をする能力を有するかどうかの判定に意を用い、法律実務基礎科目について行う。
- 5 前三項に規定する試験科目については、法務省令により、その全部又は一部について範囲を定めることができる。

(司法試験委員会の意見の聴取)

第六条 法務大臣は、第三条第二項第四号若しくは第三項又は前条第五項の法務省令を制定し、又は改廃しようとするときは、司法試験委員会の意見を聴かなければならない。

(司法試験等の実施)

第七条 司法試験及び予備試験は、それぞれ、司法試験委員会が毎年一回以上行うものとし、その期日及び場所は、あらかじめ官報をもつて公告する。

(合格者の決定方法)

第八条 司法試験の合格者は司法試験考査委員の合議による判定に基づき、予備試験の合格者は司法試験予備試験考査委員の合議による判定に基づき、それぞれ司法試験委員会が決定する。

(以下省略)

○法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律

(平成十四年十二月六日法律第百三十九号)

(目的)

第一条 この法律は、法曹の養成に関し、その基本理念並びに次条第一号に規定する法科大学院における教育の充実、法科大学院における教育と司法試験及び司法修習生の修習との有機的連携の確保に関する事項その他の基本となる事項を定めることにより、高度の専門的な能力及び優れた資質を有する多数の法曹の養成を図り、もって司法制度を支える人的体制の充実強化に資することを目的とする。

(法曹養成の基本理念)

第二条 法曹の養成は、国の規制の撤廃又は緩和の一層の進展その他の内外の社会経済情勢の変化に伴い、より自由かつ公正な社会の形成を図る上で法及び司法の果たすべき役割がより重要なものとなり、多様かつ広範な国民の要請にこたえることができる高度の専門的な法律知識、幅広い教養、国際的な素養、豊かな人間性及び職業倫理を備えた多数の法曹が求められていることにかんがみ、国の機関、大学その他の法曹の養成に関係する機関の密接な連携の下に、次に掲げる事項を基本として行われるものとする。

一 法科大学院(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第九十九条第二項に規定する専門職大学院であつて、法曹に必要な学識及び能力を培うことを目的とするものをいう。以下同じ。)において、法曹の養成のための中核的な教育機関として、各法科大学院の創意をもって、入学者の適性の適確な評価及び多様性の確保に配慮した公平な入学者選抜を行い、少人数による密度の高い授業により、将来の法曹としての実務に必要な学識及びその応用能力(弁論の能力を含む。次条第三項において同じ。)並びに法律に関する実務の基礎的素養を涵養するための理論的かつ実践的な教育を体系的に実施し、その上で厳格な成績評価及び修了の認定を行うこと。

二 司法試験において、前号の法科大学院における教育との有機的連携の下に、裁判官、検察官又は弁護士となろうとする者に必要な学識及びその応用能力を有するかどうかの判定を行うこと。

三 司法修習生の修習において、第一号の法科大学院における教育との有機的連携の下に、裁判官、検察官又は弁護士としての実務に必要な能力を修得させること。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念(以下「法曹養成の基本理念」という。)にのっとり、法科大学院における教育の充実並びに法科大学院における教育と司法試験及び司法修習生の修習との有機的連携を図る責務を有する。

- 2 国は、法曹の養成が国の機関、大学その他の法曹の養成に係る機関の密接な連携の下に行われることを確保するため、これらの機関の相互の協力の強化に必要な施策を講ずるものとする。
- 3 国は、法科大学院において将来の法曹としての実務に必要な学識及びその応用能力並びに法律に関する実務の基礎的素養を涵養するための教育が行われることを確保するため、法科大学院における法曹である教員の確保及び教員の教育上の能力の向上のために必要な施策を講ずるとともに、関係する審議会等における調査審議に法曹である委員を参画させるものとする。
- 4 国は、法科大学院における教育に関する施策を策定し、及びこれを実施するに当たっては、大学における教育の特性に配慮しなければならない。
- 5 政府は、法曹養成の基本理念にのっとり、法曹の養成のための施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(大学の責務)

第四条 大学は、法曹養成の基本理念にのっとり、法科大学院における教育の充実に自主的かつ積極的に努めるものとする。

(法科大学院の適格認定等)

第五条 文部科学大臣は、法科大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況（以下単に「教育研究活動の状況」という。）についての評価を行う者の認証の基準に係る学校教育法第百十条第三項に規定する細目を定めるときは、その者の定める法科大学院に係る同法第百九条第四項に規定する大学評価基準（以下この条において「法科大学院評価基準」という。）の内容が法曹養成の基本理念（これを踏まえて定められる法科大学院に係る同法第三条に規定する設置基準を含む。）を踏まえたものとなるように意を用いなければならない。

- 2 学校教育法第百九条第二項に規定する認証評価機関（以下この条において単に「認証評価機関」という。）が行う法科大学院の教育研究活動の状況についての同条第三項の規定による認証評価（第四項において単に「認証評価」という。）においては、当該法科大学院の教育研究活動の状況が法科大学院評価基準に適合しているか否かの認定をしなければならない。
- 3 大学は、その設置する法科大学院の教育研究活動の状況について法科大学院評価基準に適合している旨の認証評価機関の認定（第五項において「適格認定」という。）を受けよう、その教育研究水準の向上に努めなければならない。
- 4 文部科学大臣は、法科大学院の教育研究活動の状況について認証評価を行った認証評価機関から学校教育法第百十条第四項の規定によりその結果の報告を受けたときは、遅滞なく、これを法務大臣に通知するものとする。
- 5 文部科学大臣は、大学がその設置する法科大学院の教育研究活動の状況について適格認定を受けられなかったときは、当該大学に対し、当該法科大学院の教育研究活動の状況について、報告又は資料の提出を求めるものとする。

(法務大臣と文部科学大臣との関係)

第六条 法務大臣及び文部科学大臣は、法科大学院における教育の充実及び法科大学院における教育と司法試験との有機的連携の確保を図るため、相互に協力しなければならない。

2 文部科学大臣は、次に掲げる場合には、あらかじめ、その旨を法務大臣に通知するものとする。この場合において、法務大臣は、文部科学大臣に対し、必要な意見を述べることができる。

一 法科大学院に係る学校教育法第三条に規定する設置基準を定め、又はこれを改廃しようとするとき。

二 法科大学院の教育研究活動の状況についての評価を行う者の認証の基準に係る学校教育法第百十条第三項に規定する細目を定め、又はこれを改廃しようとするとき。

三 学校教育法第百九条第二項の規定により法科大学院の教育研究活動の状況についての評価を行う者を認証し、又は同法第百十一条第二項の規定によりその認証を取り消そうとするとき。

3 法務大臣は、特に必要があると認めるときは、文部科学大臣に対し、法科大学院について、学校教育法第十五条第四項の規定による報告又は資料の提出の要求、同条第一項の規定による勧告、同条第二項の規定による命令その他の必要な措置を講ずることを求めることができる。

4 文部科学大臣は、法科大学院における教育と司法試験との有機的連携を確保するため、必要があると認めるときは、法務大臣に対し、協議を求めることができる。

平成26年司法試験予備試験

※ 本データは出願者の自己申告によるものである。

性別	出願者	受験者	短答合格者
男	10,080	8,308	1,804
女	2,542	2,039	214
合計	12,622	10,347	2,018

年齢別	出願者	受験者	短答合格者
19歳以下	54	49	4
20～24歳	3,817	3,441	633
25～29歳	1,827	1,503	254
30～34歳	1,389	1,045	203
35～39歳	1,314	991	213
40～44歳	1,283	988	228
45～49歳	993	776	191
50～54歳	777	595	143
55～59歳	500	398	102
60～64歳	358	295	30
65～69歳	186	163	16
70～74歳	68	56	0
75～79歳	38	35	1
80歳以上	18	12	0
合計	12,622	10,347	2,018

平成26年12月31日現在

職種別	出願者	受験者	短答合格者
公務員	900	700	140
教職員	95	67	7
会社員	1,955	1,436	241
法律事務所事務員	269	211	44
塾教師	171	145	40
自営業	495	377	78
法科大学院生	2,097	1,846	407
法科大学院以外大学院生	47	34	5
大学生	3,204	2,838	464
無職	2,856	2,298	507
その他	533	395	85
総計	12,622	10,347	2,018

出願時現在

最終学歴別	出願者	受験者	短答合格者
大学卒業	4,573	3,584	646
大学在学中	3,253	2,876	462
大学中退	259	188	34
法科大学院修了	1,190	919	348
法科大学院在学中	2,153	1,891	412
法科大学院中退	181	132	12
法科大学院以外の大学院修了	606	480	73
法科大学院以外の大学院在学中	52	33	4
法科大学院以外の大学院中退	75	54	12
短期大学卒業	34	28	1
短期大学在学中	0	0	0
短期大学中退	3	3	0
高校卒業	140	86	5
高校在学中	11	8	1
高校中退	23	14	2
その他	69	51	6
合計	12,622	10,347	2,018

出願時現在

過去の司法試験の受験経験	出願者	受験者	短答合格者
受験したことがない	7,167	6,025	936
旧試験のみ受験したことがある	4,219	3,358	719
新試験のみ受験したことがある	495	385	120
両方とも受験したことがある	741	579	243
合計	12,622	10,347	2,018

出願時現在

平成26年司法試験予備試験受験状況（最終学歴別）

※ 本データは出願者の自己申告によるものである。

最終学歴別	出願者	受験者	短答合格者
大学卒業	4,573	3,584	646
大学在学中	3,253	2,876	462
大学（1年）	348	312	13
大学（2年）	805	737	61
大学（3年）	973	869	186
大学（4年）	1,127	958	202
大学中退	259	188	34
法科大学院修了	1,190	919	348
法科大学院在学中	2,153	1,891	412
法科大学院（1年）	436	360	29
法科大学院（2年）	1,570	1,431	367
法科大学院（3年）	147	100	16
法科大学院中退	181	132	12
法科大学院以外の大学院修了	606	480	73
法科大学院以外の大学院在学中	52	33	4
法科大学院以外の大学院中退	75	54	12
短期大学卒業	34	28	1
短期大学在学中	0	0	0
短期大学中退	3	3	0
高校卒業	140	86	5
高校在学中	11	8	1
高校中退	23	14	2
その他	69	51	6
合計	12,622	10,347	2,018

※1 平成26年司法試験予備試験の出願時（平成26年1月）現在
（平成26年5月～10月の司法試験予備試験受験時には年度が1年加わる
こととなる。）

※2 法科大学院の年次について

1年：未修者コース1年目

2年：未修者コース2年目及び既修者コース1年目

3年：未修者コース3年目以上及び既修者コース2年目以上

平成26年司法試験予備試験(大学生)

※ 本データは出願者の自己申告によるものである。

大学名	出願者	受験者	短答合格者
大阪市立大学	31	31	3
大阪大学	86	78	12
学習院大学	27	25	1
関西大学	30	22	1
関西学院大学	20	16	1
九州大学	40	36	7
京都大学	132	112	17
慶應義塾大学	356	317	65
神戸大学	69	65	10
首都大学東京	16	15	2
上智大学	37	29	4
専修大学	25	19	3
創価大学	21	19	1
千葉大学	31	26	2
中央大学	529	478	69
東京大学	381	348	134
同志社大学	115	98	8
東北大学	28	27	3
獨協大学	4	3	1
富山大学	1	1	1
名古屋大学	34	31	6
日本大学	125	113	7
一橋大学	78	77	23
法政大学	56	48	5
放送大学	21	12	2
北海道大学	106	94	6
明治大学	124	114	15
横浜国立大学	8	7	2
立教大学	31	24	3
立命館大学	81	69	4
早稲田大学	293	260	44
その他	317	262	0
合計	3253	2876	462

※1 平成26年司法試験予備試験の出願時(平成26年1月)現在
(平成26年5月～10月の司法試験予備試験受験時には年度が1年加わることとなる。)

※2 短答式試験の合格者のいる大学についてのみ個別に大学名を表示

平成26年司法試験予備試験(法科大学院生)

※ 本データは出願者の自己申告によるものである。

法科大学院名	出願者	受験者	短答合格者
愛知学院法科大学院	5	3	1
愛知大法科大学院	11	7	1
青山学院法科大学院	13	10	2
大阪学院法科大学院	2	1	0
大阪市立大法科大学院	30	29	1
大阪大法科大学院	91	78	11
大宮法科大学院大学	2	2	1
岡山大法科大学院	42	36	9
香川大法科大学院	4	3	1
学習院法科大学院	25	22	4
鹿児島大法科大学院	3	2	0
神奈川大法科大学院	6	5	0
金沢大法科大学院	5	5	0
関西大法科大学院	20	18	0
関西学院法科大学院	7	7	0
関東学院法科大学院	1	0	0
九州大法科大学院	67	55	11
京都産業大法科大学院	7	4	1
京都大法科大学院	105	91	36
近畿大法科大学院	3	3	0
熊本大法科大学院	8	8	1
久留米大法科大学院			
慶應義塾大法科大学院	180	156	55
甲南大法科大学院	7	4	1
神戸学院法科大学院	1	1	0
神戸大法科大学院	78	71	14
國學院法科大学院	3	3	0
駒澤大法科大学院	11	10	2
静岡大法科大学院	6	4	0
島根大法科大学院	5	5	0
首都大東京法科大学院	48	44	8
上智大法科大学院	61	55	6
信州大法科大学院	10	7	1
駿河台大法科大学院	2	2	0
成蹊大法科大学院	20	16	2
西南学院法科大学院	7	6	2
専修大法科大学院	7	3	1
創価大法科大学院	9	9	2
大東文化大法科大学院	9	3	0
千葉大法科大学院	39	37	4
中央大法科大学院	197	178	42
中京大法科大学院	4	4	0
筑波大法科大学院	28	23	1
桐蔭横浜大法科大学院	12	11	2
東海大法科大学院	3	3	0
東京大法科大学院	193	178	74
同志社大法科大学院	28	27	4
東北学院法科大学院			
東北大法科大学院	24	21	4
東洋大法科大学院	4	4	2
獨協大法科大学院			
名古屋大法科大学院	49	45	6
南山大法科大学院	14	13	0
新潟大法科大学院	2	2	2
日本大法科大学院	28	26	1
白鷗大法科大学院	2	0	0
一橋大法科大学院	74	72	25
姫路獨協大法科大学院	1	1	0
広島修道大法科大学院	5	4	1
広島大法科大学院	23	21	4
福岡大法科大学院	6	4	1
法政大法科大学院	21	14	0
北海学園大法科大学院	8	8	0
北海道大法科大学院	54	49	11
明治学院法科大学院	4	4	1
明治大法科大学院	75	63	4
名城大法科大学院	6	3	1
山梨学院法科大学院	12	10	0
横浜国立大法科大学院	28	26	3
立教大法科大学院	22	15	2
立命館大法科大学院	39	31	0
琉球大法科大学院	6	5	0
龍谷大法科大学院	16	14	4
早稲田大法科大学院	205	187	39
総計	2153	1891	412

平成26年司法試験予備試験の出願時(平成26年1月)現在
(平成26年5月～10月の司法試験予備試験受験時には年度が1年加わることとなる。)

平成26年司法試験受験状況（最終学歴別：予備試験合格資格）

※ 本データは出願者の自己申告によるものである。

最終学歴別	出願者	受験者	短答合格者
大学卒業	78	74	74
大学在学中	51	50	50
大学（3年）	4	4	4
大学（4年）	47	46	46
大学中退	2	2	2
法科大学院修了	33	31	30
法科大学院在学中	78	78	78
法科大学院（1年）	1	1	1
法科大学院（2年）	67	67	67
法科大学院（3年）	10	10	10
法科大学院中退	6	6	6
法科大学院以外の大学院修了	2	2	2
法科大学院以外の大学院在学	1	1	1
合計	251	244	243

※1 平成26年司法試験の出願時（平成25年11月～12月）現在
（平成26年5月の司法試験受験時には年度が1年加わることとなる。）

※2 法科大学院の年次について
1年：未修者コース1年目
2年：未修者コース2年目及び既修者コース1年目
3年：未修者コース3年目以上及び既修者コース2年目以上

司法試験予備試験職種別人員数の推移

○平成23年司法試験予備試験

	全体	職種別										
		公務員	教職員	会社員	法律事務所事務員	塾教師	自営業	法科大学院生	法科大学院生以外大学院生	大学生	無職	その他
出願者	8971	868	115	1896	249	163	483	272	43	1522	2912	448
受験者	6477	599	73	1287	179	117	335	192	24	1218	2153	300
合格者数	116	13	1	12	4	2	3	8	0	40	32	1
合格率 (対受験者)	1.79%	2.17%	1.37%	0.93%	2.23%	1.71%	0.90%	4.17%	0.00%	3.28%	1.49%	0.33%

○平成24年司法試験予備試験

	全体	職種別										
		公務員	教職員	会社員	法律事務所事務員	塾教師	自営業	法科大学院生	法科大学院生以外大学院生	大学生	無職	その他
出願者	9118	805	98	1665	218	164	439	667	38	1919	2692	413
受験者	7183	618	71	1236	174	135	337	526	24	1636	2122	304
合格者数	219	18	1	15	4	0	4	61	0	69	41	6
合格率 (対受験者)	3.05%	2.91%	1.41%	1.21%	2.30%	0.00%	1.19%	11.60%	0.00%	4.22%	1.93%	1.97%

○平成25年司法試験予備試験

	全体	職種別										
		公務員	教職員	会社員	法律事務所事務員	塾教師	自営業	法科大学院生	法科大学院生以外大学院生	大学生	無職	その他
出願者	11255	847	96	1763	242	180	449	1671	34	2743	2742	488
受験者	9224	633	72	1351	184	153	346	1456	26	2444	2198	361
合格者数	351	10	0	14	5	3	6	162	0	107	36	8
合格率 (対受験者)	3.81%	1.58%	0.00%	1.04%	2.72%	1.96%	1.73%	11.13%	0.00%	4.38%	1.64%	2.22%

○平成26年司法試験予備試験

	全体	職種別										
		公務員	教職員	会社員	法律事務所事務員	塾教師	自営業	法科大学院生	法科大学院生以外大学院生	大学生	無職	その他
出願者	12622	900	95	1955	269	171	495	2097	47	3204	2856	533
受験者	10347	700	67	1436	211	145	377	1846	34	2838	2298	395
合格者数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合格率 (対受験者)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

※ 職種については出願時における自己申告によるものである。

予備試験合格者等に関するデータ一覧

○予備試験データ

	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
受験者数	6,477	7,183	9,224	10,347
(大学在学中)※1	951	1,223	1,708	1,918
(法科大学院在学中)※1・2	170	508	1,426	1,791
(うち法科大学院3年生)※1	89	347	1,156	1,431
合格者数	116	219	351	—
(大学在学中)※	29	44	53	—
(法科大学院在学中)※1・2	6	60	161	—
(うち法科大学院3年生)※1	5	54	157	—
合格率	1.79%	3.05%	3.81%	—
(大学在学中)※1	3.05%	3.60%	3.10%	—
(法科大学院在学中)※1・2	3.53%	11.81%	11.29%	—
(うち法科大学院3年生)※1	5.62%	15.56%	13.58%	—

※1 「大学在学中」、「法科大学院在学中」、「法科大学院3年生」は出願時における自己申告に基づく最終学歴から推測される予備試験受験時の属性をいう。
 ※2 出願時大学4年生の者が受験時において法科大学院に進学している可能性があるため、実際には更に多い可能性がある。

○司法試験データ

受験資格/(属性)		平成24年	平成25年	平成26年
法科大学院修了 の資格に基づく者	受験者数	8,302	7,486	7,771
	合格者数	2,044	1,929	—
	合格率	24.62%	25.77%	—
予備試験合格 の資格に基づく者	受験者数	85	167	244
	合格者数	58	120	—
	合格率	68.24%	71.86%	—
(うち大学在学中) ※1	受験者数	10	5	4
	合格者数	9	5	—
	合格率	90.00%	100.00%	—
(うち法科大学院在学中) ※1・2	受験者数	7	31	68
	合格者数	6	29	—
	合格率	85.71%	93.55%	—

※1 「大学在学中」、「法科大学院在学中」は出願時における自己申告に基づく最終学歴から推測される予備試験受験時の属性をいう。
 ※2 出願時大学4年生の者が受験時において法科大学院に進学している可能性があるため、実際には更に多い可能性がある。

○司法試験(予備試験合格資格)年齢分布

年齢別	平成24年		平成25年	
	受験者	最終合格者	受験者	最終合格者
20～24歳	31	30	66	64
25～29歳	4	4	10	8
30～34歳	16	11	25	20
35～39歳	14	4	31	18
40～44歳	11	5	15	6
45～49歳	4	2	11	4
50～54歳	2	1	3	0
55～59歳	2	0	3	0
60～64歳	1	1	2	0
65～69歳	0	0	1	0
合計	85	58	167	120

○法科大学院中退者

年次別	予備試験合格を理由とした中退			司法試験合格(予備試験合格資格) を理由とした中退	
	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成24年度	平成25年度
1年次	1	0	0	0	0
2年次	1	9	2	9	14
3年次	1	0	2	5	15
全体	3	9	4	14	29

○司法試験受験資格による司法修習生採用者数の内訳

	採用者 (内訳)		
	全体	予備試験 (割合)	法科大学院 (割合)
66期	2035	40 (2.0%)	1995 (98.0%)
67期	1969	112 (5.7%)	1857 (94.3%)

○司法修習生考試結果集計表(第66期)

(非公開資料)

○集合修習成績集計表(第66期)

(非公開資料)

H23 予備試験					
予備試験出願時 最終学歴 (H22.12.H23.2)	出願者	推測される 予備試験受験時の属性 (H23.5~10)	受験者	合格者 (最終) (H23.11)	合格率
大学在学中 (1~3年)	1128	合計	951	29	3.05%
(1年)	157	2年	137	1	0.73%
(2年)	501	大学在学中	433	9	2.08%
(3年)	470	4年	381	19	4.99%
大学在学中(4年)	437	・大学4年(留年) ・法科大学院1年(未修)又は2年(既修) ・大卒で無職(司法浪人)	285	10	3.51%
法科大学院在学中 (1年~2年)	240	法科大学院在学中 (2年~3年)	170	6	3.53%
1年	123	合計	81	1	1.23%
2年	117	2年	89	5	5.62%
法科大学院在学中(3年)	42	・法科大学院修了後1年目 ・法科大学院3年(留年)	28	0	0%
法科大学院修了	471	法科大学院修了	336	19	5.65%
法科大学院中退	86	法科大学院中退	49	1	2.04%
その他(大卒含)	6567		4658	51	1.09%
合計	8971		6477	116	1.79%

H24 司法試験(予備試験合格資格)						
司法試験出願時 最終学歴 (H23.11~12)	出願者	推測される司法試験受験時の属性 (H24.5)	受験者	合格者 (短答)	合格者 (最終)	合格率
大学在学中 (2~3年)	10	合計	10	-	9	90.00%
(2年)	1	大学在学中	1	-	1	100%
(3年)	9	4年	9	-	8	88.89%
大学在学中(4年)	22	・大学4年(留年) ・法科大学院1年(未修)又は2年(既修) ・大卒で無職(司法浪人)	18	-	17	94.44%
法科大学院在学中 (1年~2年)	9	法科大学院在学中 (2年~3年)	7	-	6	85.71%
1年	2	合計	1	-	1	100%
2年	7	2年	6	-	5	83.33%
法科大学院在学中(3年)	2	・法科大学院修了後1年目 ・法科大学院3年(留年)	2	-	2	100%
法科大学院修了	3	法科大学院修了	3	-	0	0%
法科大学院中退	1	法科大学院中退	1	-	0	0%
その他(大卒含)	48		44	-	24	54.55%
合計	95		85	-	58	68.24%
法科大学院 修了/修了見込	(6)	(H23予備試験合格したがLS修了資格で司法試験受験)	(6)	-	(6)	100%

H24 予備試験					
予備試験出願時 最終学歴 (H24.1~2)	出願者	推測される 予備試験受験時の属性 (H24.5~10)	受験者	合格者 (最終) (H24.11)	合格率
大学在学中 (1~3年)	1374	合計	1223	44	3.60%
(1年)	160	2年	139	1	0.72%
(2年)	531	大学在学中	475	3	0.63%
(3年)	683	4年	609	40	6.57%
大学在学中(4年)	585	・大学4年(留年) ・法科大学院1年(未修)又は2年(既修) ・大卒で無職(司法浪人)	434	25	5.76%
法科大学院在学中 (1年~2年)	643	法科大学院在学中 (2年~3年)	508	60	11.81%
1年	217	合計	161	6	3.73%
2年	426	2年	347	54	15.56%
法科大学院在学中(3年)	63	・法科大学院修了後1年目 ・法科大学院3年(留年)	47	1	2.13%
法科大学院修了	626	法科大学院修了	492	26	5.28%
法科大学院中退	112	法科大学院中退	69	1	1.45%
その他(大卒含)	5715		4410	62	1.41%
合計	9118		7183	219	3.05%

H25 司法試験(予備試験合格資格)						
司法試験出願時 最終学歴 (H24.11~12)	出願者	推測される司法試験受験時の属性 (H25.5)	受験者	合格者 (短答)	合格者 (最終)	合格率
大学在学中 (2~3年)	5	合計	5	5	5	100%
(2年)	1	大学在学中	1	1	1	100%
(3年)	4	4年	4	4	4	100%
大学在学中(4年)	39	・大学4年(留年) ・法科大学院1年(未修)又は2年(既修) ・大卒で無職(司法浪人)	37	37	36	97.30%
法科大学院在学中 (1年~2年)	32	法科大学院在学中 (2年~3年)	31	31	29	93.55%
1年	0	合計	0	0	0	-
2年	32	2年	31	31	29	93.55%
法科大学院在学中(3年)	4	・法科大学院修了後1年目 ・法科大学院3年(留年)	4	4	4	100%
法科大学院修了	17	法科大学院修了	14	14	11	78.57%
法科大学院中退	5	法科大学院中退	5	5	2	40.00%
その他(大卒含)	82		71	71	33	46.48%
合計	184		167	167	120	71.86%
法科大学院 修了/修了見込	(57)	(H24予備試験合格したがLS修了資格で司法試験受験)	(56)	-	(51)	91.07%

※ H25年司法試験受験者には、H23年予備試験合格者も含まれる。

※ 出願時最終学歴については出願時における自己申告に基づくものである。

※ 赤字は、法科大学院在学中に司法試験に合格して、中退する可能性のある者。

H25 予備試験									
予備試験出願時 最終学歴 (H25.1~2)	出願者	推測される予備試験 受験時 [※] の属性 (H25.5~10)	受験者	合格者 (短答)	合格率 (論文)	合格者 (論文)	合格率 (最終) (H25.11)	合格者 (最終)	合格率
大学在学中 (1~3年)	1879	合計	1708	194	11.36%	57	3.34%	53	3.10%
(1年)	272	2年	251	5	1.99%	0	0%	0	0%
(2年)	738	大学在学中	674	37	5.49%	4	0.59%	4	0.59%
(3年)	869	4年	783	152	19.41%	53	6.77%	49	6.26%
大学在学中 (4年)	912	・大学4年(留年) ・法科大学院1年(未 修)又は2年(既修) ・大卒で無職(司法 浪人)	768	153	19.92%	54	7.03%	54	7.03%
法科大学院 在学中 (1年~2年)	1627	法科大学院 在学中(2年 ~3年)	1426	374	26.23%	171	11.99%	161	11.29%
1年	326	2年	270	22	8.15%	4	1.48%	4	1.48%
2年	1301	3年	1156	352	30.45%	167	14.45%	157	13.58%
法科大学院 在学中(3年)	95	・法科大学院修了 後1年目 ・法科大学院3年 (留年)	71	19	26.76%	3	4.23%	3	4.23%
法科大学院修了	938	法科大学院修了	716	339	47.35%	53	7.40%	46	6.42%
法科大学院中退	144	法科大学院中退	110	9	8.18%	1	0.91%	1	0.91%
その他(大卒含)	5660		4425	929	20.99%	42	0.95%	33	0.75%
合計	11255		9224	2017	21.87%	381	4.13%	351	3.81%

H26 司法試験(予備試験合格資格)(短答式まで)							
司法試験出願時 最終学歴 (H25.11~12)	出願者	推測される司法試験 受験時 [※] の属性 (H26.5)	受験者	合格者 (短答)	合格率	合格者 (最終)	合格率
大学在学中 (2~3年)	4	合計	4	4	100%	-	-
(2年)	0	大学在学中	0	0	-	-	-
(3年)	4	大学4年(留年) ・法科大学院1年(未 修)又は2年(既修) ・大卒で無職(司法 浪人)	46	46	100%	-	-
法科大学院 在学中 (1年~2年)	68	法科大学院 在学中 (2年~3年)	68	68	100%	-	-
1年	1	2年	1	1	100%	-	-
2年	67	3年	67	67	100%	-	-
法科大学院 在学中(3年)	10	・法科大学院修了 後1年目 ・法科大学院3年 (留年)	10	10	100%	-	-
法科大学院修了	33	法科大学院修了	31	30	96.77%	-	-
法科大学院中退	6	法科大学院中退	6	6	100%	-	-
その他(大卒含)	83		79	79	100%	-	-
合計	251		244	243	99.59%	-	-

司法試験出願時 最終学歴 (H25.11~12)	出願者	推測される司法試験 受験時 [※] の属性 (H26.5)	受験者	合格者 (短答)	合格率	合格者 (最終)	合格率
法科大学院 修了 /修了見込	-	(H25予備試験合格し たがLS修了資格で司 法試験受験)	-	-	-	-	-

※ H26年司法試験受験者には、H23・H24年予備試験合格者も含まれる。

H26 予備試験(短答式まで)									
予備試験出願時 最終学歴 (H26.1)	出願者	推測される予備試験 受験時 [※] の属性 (H26.5)	受験者	合格者 (短答)	合格率 (論文)	合格者 (論文)	合格率 (最終) (H26.11)	合格者 (最終)	合格率
大学在学中 (1~3年)	2126	合計	1918	260	13.56%	-	-	-	-
(1年)	348	2年	312	13	4.17%	-	-	-	-
(2年)	805	大学在学中	737	61	8.28%	-	-	-	-
(3年)	973	4年	869	186	21.40%	-	-	-	-
大学在学中 (4年)	1127	・大学4年(留年) ・法科大学院1年(未 修)又は2年(既修) ・大卒で無職(司法 浪人)	958	202	21.09%	-	-	-	-
法科大学院 在学中 (1年~2年)	2006	法科大学院 在学中(2年 ~3年)	1791	396	22.11%	-	-	-	-
1年	436	2年	360	29	8.06%	-	-	-	-
2年	1570	3年	1431	367	25.65%	-	-	-	-
法科大学院 在学中(3年)	147	・法科大学院修了 後1年目 ・法科大学院3年 (留年)	100	16	16.00%	-	-	-	-
法科大学院修了	1190	法科大学院修了	919	348	37.87%	-	-	-	-
法科大学院中退	181	法科大学院中退	132	12	9.09%	-	-	-	-
その他(大卒含)	5845		4529	784	17.31%	-	-	-	-
合計	12622		10347	2018	19.50%	-	-	-	-

※ 出願時最終学歴については出願時における自己申告に基づくものである。
 ※ 赤字は、法科大学院在学中に司法試験に合格して、中退する可能性のある者。

資料

資格取得等についての要件の例

例	規定	概要									
資格取得要件											
弁護士資格認定	弁護士法第5条	司法修習生となる資格を得た後，次の期間，次の職務に就いていること。									
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>期間</th> <th>職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">5年間</td> <td>簡易裁判所判事，衆議院議員，参議院議員，内閣法制局参事官等</td> </tr> <tr> <td>一定の学部，専攻科若しくは大学院における法律学の教授若しくは准教授</td> </tr> <tr> <td></td> <td>特任検事</td> </tr> <tr> <td>7年間</td> <td>自らの法律に関する専門的知識に基づいて行う事務（企業法務従事者や法令の立案等をした公務員）</td> </tr> </tbody> </table>	期間	職務	5年間	簡易裁判所判事，衆議院議員，参議院議員，内閣法制局参事官等	一定の学部，専攻科若しくは大学院における法律学の教授若しくは准教授		特任検事	7年間	自らの法律に関する専門的知識に基づいて行う事務（企業法務従事者や法令の立案等をした公務員）
		期間	職務								
5年間	簡易裁判所判事，衆議院議員，参議院議員，内閣法制局参事官等										
	一定の学部，専攻科若しくは大学院における法律学の教授若しくは准教授										
	特任検事										
7年間	自らの法律に関する専門的知識に基づいて行う事務（企業法務従事者や法令の立案等をした公務員）										
公認会計士の資格	公認会計士法第3条	次の3つ全てに該当すること。 ① 公認会計士試験合格者 ② 業務補助等の期間が2年以上であること。 ③ 実務補習を修了し，内閣総理大臣の確認を受けたこと。									
受験資格要件											
税理士試験の受験資格	税理士法第5条	次のいずれかの者 (1) 次のいずれかを通算3年以上の経験 ① 税務官公署における事務又はその他の官公署における国税若しくは地方税に関する事務 ② 行政機関における政令で定める会計検査，金融検査又は会社その他の団体の経理に関する行政事務 ③ 銀行，信託会社，保険会社等における特定の貸付けその他資金の運用に関する事務 ④ 法人（国又は地方公共団体の特別会計を含む。）又は事業を営む個人の会計に関する事務で政令で定めるもの ⑤ 税理士若しくは税理士法人，弁護士若しくは弁護士法人又は公認会計士若しくは監査法									

		<p>人の業務の補助の事務</p> <p>⑥ 弁理士，司法書士，行政書士その他の政令で定める法律上資格を有する者の業務</p> <p>(2) 大学若しくは高等専門学校を卒業した者等で法律学又は経済学を修めたもの</p> <p>(3) 司法試験合格者</p> <p>(4) 公認会計士試験短答式試験合格者・免除者</p> <p>(5) 国税審議会が法律学又は経済学に関し(2)～(4)と同等以上の学力を有するものと認定した者</p>
医師国家試験の受験資格	医師法第11条	<p>次のいずれかの者</p> <p>(1) 大学医学部修了者</p> <p>(2) 医師国家試験予備試験に合格した者で，合格した後1年以上の診療及び公衆衛生に関する実地修練を経たもの</p> <p>(3) 外国の医学校を卒業し，又は外国で医師免許を得た者で，厚生労働大臣が(1)・(2)に掲げる者と同等以上の学力及び技能を有し，かつ，適当と認定したもの</p> <p>※ 医師国家試験予備試験は，外国の医学校を卒業し，又は外国で医師免許を得た者のうち，上記(3)に該当しない者であつて，厚生労働大臣が適当と認定したものでなければ，受けることができない。</p>
	※ 歯科医師や獣医師についても，同様の規定により，同様の要件が定められている。	

【参考】

〔受験資格要件のない資格試験の例〕

司法書士試験，公認会計士試験，弁理士試験

〔一定の学歴等により試験科目が免除される資格試験の例〕

公認会計士試験，弁理士試験，税理士試験

〔年齢制限のある試験の例〕 ※ 年齢制限のある資格試験は見当たらない。

国家公務員試験

(大卒程度試験) 21歳以上30歳未満の者(21歳未満で大学卒業又は卒業見込みの者。教養区分は20歳の者も受験可能)

(院卒者試験) 30歳未満で大学院修士課程又は専門職大学院を修了又は修了見込みの者

奨学金の経済的要件

例	概要																		
日本学生支援機構 （平成26年度採用者）	<p>大学生（在学採用、私立大学、4人世帯（父母・本人・高校生の弟）、自宅通学の場合）</p> <p>家計支持者（※1）の収入≦下表の額（目安）</p> <p>※1 父母（父母がいない場合は、代わって家計を支えている者）</p> <table border="1" data-bbox="461 633 1434 786"> <thead> <tr> <th rowspan="2">世帯 人数</th> <th colspan="2">無利子（第一種）</th> <th colspan="2">有利子（第二種）</th> </tr> <tr> <th>給与所得者</th> <th>それ以外</th> <th>給与所得者</th> <th>それ以外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4人</td> <td>907万円</td> <td>421万円</td> <td>1223万円</td> <td>737万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>● 申込方法（予約採用・在学採用）、世帯人員、就学者の有無、学校の別（国公立・私立）、通学形態（自宅・自宅外）等によって、上限額が異なる。</p> <p>（注）予約採用：進学前に在籍する高校等を通じて奨学金貸与の申込を受け付け、進学後の奨学金を予約する制度</p> <p>在学採用：進学後に進学先の大学等を通じて奨学金貸与の申込を受け付け、奨学金を貸与する制度</p> <p>法科大学院生</p> <p>本人の収入（※2）＋配偶者の定職収入（※3）≦下表の額（目安）</p> <p>※2 定職、アルバイト、父母等からの給付、奨学金、その他の収入により本人が1年間に得た金額</p> <p>※3 配偶者が給与所得者の場合は、配偶者の収入から一定額を控除して、本人の収入と合算</p> <table border="1" data-bbox="461 1473 1434 1675"> <thead> <tr> <th>無利子（第一種）</th> <th>有利子（第二種）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>299万円 （研究能力が特に優れている者などは、389万円を限度）</td> <td>536万円</td> </tr> </tbody> </table>	世帯 人数	無利子（第一種）		有利子（第二種）		給与所得者	それ以外	給与所得者	それ以外	4人	907万円	421万円	1223万円	737万円	無利子（第一種）	有利子（第二種）	299万円 （研究能力が特に優れている者などは、389万円を限度）	536万円
世帯 人数	無利子（第一種）		有利子（第二種）																
	給与所得者	それ以外	給与所得者	それ以外															
4人	907万円	421万円	1223万円	737万円															
無利子（第一種）	有利子（第二種）																		
299万円 （研究能力が特に優れている者などは、389万円を限度）	536万円																		
大学独自のもの （対象に法科大学院生を含む。）	<p>● 大学独自の奨学金における家計基準についても、上記基準と同様にしているところがある（ただし、親の収入を考慮に入れるなどの修正が加えられていることがある。）。</p> <p>● 独自の基準の例</p> <p>「父母及び本人の年収合計が、給与収入で700万円（税込）、営業所得等で400万円を超える場合は採用が難しくなる」</p>																		

予備試験制度に関する意見の整理等

平成 26 年 6 月 6 日 法曹養成制度改革推進室

予備試験制度の現状に対する批判	予備試験制度の現状に対する批判への再批判
<p>○多数の学部生や法科大学院生が予備試験を受験。「経済的事情や既に実社会で十分な経験を積んでいるなどの理由により法科大学院を経由しない者」にも法曹資格取得のための途を確保するために設けられた予備試験本来の制度趣旨に沿わない状況が生じている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●学部生・法科大学院生の予備試験受験の可能性については立法時から議論されていたが、受験資格を制限するという結論には至らなかった。 ●予備試験は、資格試験として、経済的事情や一定の社会的経験を有する者などに平等に受験の機会を付与。
<p>○学部生の予備試験受験者が増加している。予備試験受験対策のために司法試験予備校を利用するなど、学部における教育に悪影響が生じている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●学部生で予備試験合格までする者はいまだ少数。 ●学部生は、予備試験対策だけでなく、法科大学院入学対策も含めて司法試験予備校を利用。 ●学部生が予備試験を受験することによる学部教育への悪影響の実態は明らかではない。 ●学部生の中には、予備試験を、法科大学院に進学するかを見極めるために受験している者がいることにも留意。
<p>○学部から法科大学院に入学せず、時間的にも費用的にも負担の軽い予備試験をパイパスとして利用する者がいる。優秀な学生に幅広く奥行きのある教育を行うという法科大学院の理念が実現できなくなるのではないか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●法科大学院進学決定においては、法科大学院の魅力こそが決定的要素。法科大学院改革で対応すべきもの。 ●予備試験の合格率は3～4%と極めて低く、狭き門であり、法曹になるための安易なパイパスとは言えない。
<p>○法科大学院生の予備試験受験者が増加している。予備試験受験のための勉強に傾注して法科大学院における学修を疎かにする者が見られるほか、予備試験受験・合格により法科大学院の教育に悪影響が生じている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●法科大学院生が予備試験を受験することによる法科大学院教育への悪影響の実態は明らかではない。 ●仮に悪影響があるとしても、法科大学院における適切な教育指導や厳格な単位・修了認定により対応すべき。 ●法科大学院生は、司法試験科目でなければ授業に集中しない、あるいは勉強しない等の指摘がなされている現状に照らせば、授業の充実化は予備試験特有の問題ではない。 ●法科大学院教育の魅力、法科大学院修了の意義向上が重要。
<p>○法科大学院生へ進学しても予備試験・司法試験合格をもって法科大学院を中退する者がいる。予備試験が主流との認識や法科大学院教育の軽視の傾向が広がりつつある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●法科大学院生の予備試験合格者は増加しているが、その多くは、法科大学院3年次での合格であり、予備試験合格をもって中退する者は少ない。 ●法科大学院在学中に司法試験に合格してもなお、法科大学院での学修を続ける者もいる。法科大学院に留まるか否かは、ひとえに法科大学院教育の魅力、法科大学院修了の意義向上の問題。 ●予備試験が司法試験合格への主流あるいは容易な道であるとの認識が広がっているとは言えない。
<p>○予備試験組がエリートであり、法科大学院組が二番手との風潮に拍車がかかり、優秀な者が、法曹養成の中核である法科大学院を目指さなくなる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●法曹三者においては、予備試験組がエリート、法科大学院修了組が二番手との認識はない。採用においても、個々人の能力を評価している。 ●法科大学院教育の魅力、法科大学院修了の意義向上と、そのアピールが重要。
<p>○現行の予備試験科目は、その科目数等に限りがあり、法科大学院修了者と同程度の学識・能力の有無を判定する試験になっていない。予備試験のほうが、法科大学院修了よりも負担が軽い。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●法科大学院修了者と同程度の学識・能力の有無を判定するという目的は、結局は司法試験受験資格を付与するという目的に収斂される場所であるが、予備試験合格者の約7割が司法試験に合格している現状からすれば、予備試験は、司法試験受験資格を付与する試験として適切に運用されているといえる。 ●予備試験の合格率は、3～4%と極めて低く、狭き門であり、負担が軽いとは言えない。

予備試験制度の制度的制約についての考え方

予備試験の制度的制約に慎重な立場からの反論等

(A案) 予備試験の受験資格として資力要件・社会人経験要件を設ける案

- 現在は誰でも受験できる予備試験の受験を制限することで、ますます法曹を目指すことはリスクが高いと思われ、法曹志願者減少に結びつくおそれ。
- 受験資格をこの2つの事情のみに限定することは、様々な事情により法科大学院に進学しない、進学できない者との不平等が生じる。職業選択の自由の観点から問題。
- 現行法の制度設計時にも検討された案であるが、制度化に至らなかった。これを変更するには、当時想定されていなかった新たな立法事実が必要。現状において受験資格を「経済的事情」と「社会経験」のみに限定しなければならないような新たな事情があるとはいえない。
- 経済的事情や社会経験について、何をもち「法科大学院を経由しなくてもよい程度」と評価できるのか、具体的にどこで線引きするするのか法律要件化が極めて困難。たとえ法律要件化できたとしても、実際に要件該当性を確認することは非常に困難。

(B案) 一定の年齢以上であることを予備試験の受験資格とする案

- 予備試験を受験できなくなることで、学部段階で法曹の途自体を選ばなくなるおそれ。
- 現在誰でも受験可能な予備試験について、受験の権利を一定年齢で制約することを正当化するだけの根拠がない。
- 年齢で受験を制限することは、法の下での平等に反する、あるいは、職業選択の自由に対する過度な制約となるおそれがある。
- 現行法の制度設計時にも、学部生が予備試験をバイパスとして利用する可能性については指摘され、検討されていたが、受験資格を制限するという結論は採用されなかった。これを変更するには、当時想定されていなかった新たな立法事実が必要。大学在学中に司法試験にまで合格する者は限定的であり、増加の傾向は見られない。法科大学院在学中に司法試験に合格して中退する者も増加傾向ではあるが限定的。現状において、予備試験をバイパスとして利用している者はごく少数。
- 予備試験組の若年合格者が、法曹としての質に問題があるとの指摘は現時点では見られない。

(C案) 法科大学院在学中の者には予備試験の受験を認めないこととする案

- 現在は誰でも受験できる予備試験の受験を制限することで、ますます法曹を目指すことはリスクが高いと思われ、法曹志願者減少に結びつくおそれ。
- 法科大学院在學生に予備試験を受験させないということによって、法曹志願者は、法科大学院か予備試験かの二者択一を迫られることとなり、法科大学院に入学する者が減少するおそれ。
- 法科大学院在學生が予備試験を受験していることにより生じている教育への悪影響があるならば、まず法科大学院自身の対応策によって解消すべき。
- 実際に要件該当性を確認できるかについて慎重な検討が必要。

(D案) 予備試験の試験科目として、展開・先端科目等を追加・変更する案

- 予備試験合格資格で司法試験に合格した者について、不足があるとの指摘は見られない現状において、試験科目を追加・変更する立法事実があるといえるか。
- 法科大学院生が司法試験科目以外の科目は真剣に取り組まないとの指摘がある現状においては、まずは法科大学院改革を進め、試験科目以外の科目についても確実に修得できているといえる状態にする必要があるのではないか。
- 司法試験の選択科目廃止とも連動する問題であり、併せて慎重な検討が必要。